

## 会員の資格に関する誓約書

大村商工会議所 御中

1. 私（個人・法人・団体）は、次の（１）～（４）各号の何れにも該当しないことを表明致します。
  - （１）精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - （３）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - （４）反社会的勢力
    - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
    - ③暴力団準構成員
    - ④暴力団関係企業
    - ⑤総会屋等
    - ⑥社会運動等標榜ゴロ
    - ⑦特殊知能暴力集団等
    - ⑧その他①から⑦までに準じる者
    - ⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
    - ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
    - ⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
    - ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
    - ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）
2. 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れかに該当する行為を行わないことを確約致します。
  - （１）暴力的な要求行為
  - （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - （４）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
  - （５）その他上記（１）から（４）までに準ずる行為
3. 私（個人・法人・団体）は、次の（１）～（３）各号の何れかに該当した場合、会員加入の拒絶若しくは会員の除名を受けても異議を申しません。またこれにより損害が生じた場合も、一切私の責任と致します。
  - （１）現在又は将来にわたって上記 1.各号の何れかに該当することが判明した場合
  - （２）この表明が虚偽の申告であることが判明した場合
  - （３）上記 2.に記載されている行為を行った場合、又は商工会議所の対面を傷つけたり、その目的遂行に反する行為を行った場合

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

氏名（法人にあっては代表者の氏名）

㊟